

宝塚・防災リーダーの会 規約

平成24年5月12日一部改訂
平成28年5月21日一部改訂
平成29年5月20日一部改訂
平成30年5月20日一部改訂
令和2年5月31日一部改訂
令和4年5月21日一部改訂
令和5年5月20日一部改訂
令和6年5月18日一部改訂

(名称)

第1条 この会は、「宝塚・防災リーダーの会」（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域に密着した防災活動を行い、地域の防災力を高めること等を目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- 1) 防災研修等、防災の学びを続け、研鑽を積む。
 - 2) 宝塚市、および関連団体主催の防災事業に参加・協力する。
 - 3) 会員相互のネットワークを活かし、目的の達成に必要な活動を行う。
- 2 なお、次の活動は行わないものとする。
- 1) 営利を目的とする活動。
 - 2) 政治・宗教に関する活動。

(会員)

第5条 本会の会員は、兵庫県が開講する「ひょうご防災リーダー講座」を修了した者、または防災士の資格を有する者、およびひょうご防災リーダーや防災士を目指す者で、第3条（目的）の主旨に賛同した宝塚市民または勤務する者とする。

(入・退会)

第6条 本会への入会または退会については、所定の様式による「入会申込書」または「退会届」を提出するものとする。また、次の場合は退会届がなくても退会したものとする。

- 1) 本人が死亡したとき。
- 2) 会費を1年以上納入しないとき。

(会費)

第7条 本会の運営に必要な経費は、年会費、助成金およびアドバイザー活動費等の収入をもってこれにあてる。

- 1) 年会費は、会員一人あたり1,200円とし、当該年度当初に納入するものとする。
- 2) 退会者への会費の返金は行わない。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 2名から若干名
- 3) 書記 2名から若干名
- 4) 会計 1名もしくは2名
- 5) 監査 1名もしくは2名

(役員等の任務)

第9条 役員の任務は以下とする。

- 1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。また、各外部組織との調整役となる。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長とともに本会を運営する。会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその任務を代行する。また、本会内部の調整役となる。

- 3) 書記は、本会の議事録作成や会議に必要な書類の用意等を担当する。
- 4) 会計は、本会の会計を担当する。
- 5) 会計監査は、原則として年に1回、必要に応じて年2回、本会の会計を監査する。

(選任)

第10条 会長、役員の選任

- 1) 会長は、前年度末までに役員会・定例会等で候補を決め、定期総会において出席者の過半数の賛成により決定する。
- 2) 会長以外の役員は、役員会での検討を踏まえ(新)会長が選任・提案し、総会にて承認する。承認が得られない場合は、総会・役員会・定例会等での合議により決定する。

(顧問、相談役および幹事)

第11条 本会に、顧問、相談役および幹事を必要に応じて若干名置くことができる。

- 1) 顧問、相談役および幹事は、必要に応じて役員がこれを決定し本会に提案して決定する。
- 2) 顧問、相談役および幹事は、役員に含めない。

(役員の任期等)

第12条 役員の任期は1期2年とし、会計以外は再任を妨げない。ただし、同じ役では原則として2期4年までとする。

(総会等)

第13条 本会に総会を設置する。

- 1) 定期総会は、毎年度当初に会長が招集し、開催する。
- 2) 臨時総会は、役員の3分の2の承認を得て会長が招集し、開催する。
- 3) 総会の定足数は、会員の過半数(委任状を含む)とする。
- 4) 議案の議決は、出席者の過半数の賛成により決定する。
- 5) 定期総会および臨時総会の議長は、役員以外の会員が務める。

(役員会)

第14条 本会に役員会を設置する。

- 1) 役員会は、原則として9月および3月に開催するものとし、他必要に応じて開催する。
- 2) 役員会の進行は、原則として会長以外の役員が務める。

(定例会)

第15条 本会に定例会を設置する。

- 1) 定例会は、原則として毎月1回開催する。
- 2) 定例会は、本会に係る事業の共有・確認、また研修等を行う。
- 3) 定例会は、原則として本会会員で構成する。
- 4) 定例会の進行は、原則として会長以外の役員が務める。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則 本規約は平成24年5月14日から施行する。
本規約は平成28年5月21日から施行する。
本規約は平成29年5月20日から施行する。
本規約は平成30年5月20日から施行する。
本規約は令和2年6月1日から施行する。

本規約は令和4年5月21日から施行する。

本規約は令和5年5月20日から施行する。

本規約は令和6年5月18日から施行する。